

令和2年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年9月14日（月）午後1：00～2：00

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 2番長井進、4番工藤勉、8番佐藤哲

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第23号 非農地証明願について

(令和2年第9回9月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、7番谷地村久人君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には5番荻沢功君、並びに、3番下村勇一郎君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、議案第21号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第20号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第21号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。 農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。 今月の農地法第3条の許可申請は使用貸借の再設定が1件です。 3ページをお開きください。 議案第21号、受付番号第20号の申請は譲渡人が引き続き農業者年金を受給するため、使用貸借権の再設定で設定期間は10年です。 3ページ、4ページに議案書の写し、5ページに農地法3条1項の調査書、6ページ、7ページに許可申請書の写し、8ページに使用貸借契約書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 なお、農業者年金受給のための再設定ですので、農地の状況調査は省略いたしました。 以上、受付番号第20号について説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第21号、受付番号第20号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号、受付番号第20号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>整理番号2の24号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおりの農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の24号について説明いたします。</p> <p>令和2年8月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は15ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、11ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>12ページは新郷村長からの協議文書、13ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、14ページに農用地利用集積計画の写し、15ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、16ページに位置図、17ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の24号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
橋端 委員	<p>議案第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第22号、整理番号2の24、受付番号第24号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が遠方に住んでいて耕作できない状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p>

	また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第22号、整理番号2の24号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2の24号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第22号、整理番号2の25号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	18ページをお開きください。 整理番号2の25号について説明いたします。 令和2年8月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 今回の案件も、22ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、18ページ議案書記載のとおりです。 また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。 19ページは新郷村長からの協議文書、20ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、21ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し22ページに農用地利用集積計画の写し、23ページに位置図、24ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号2の25号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	議案第22号の現地調査の結果を報告します。 議案第22号、整理番号2の25、受付番号第25号の申請地は畠です。 申請地は、所有者の農業経験が少ないので耕作が困難なため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。 借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。

議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第22号、整理番号2の25号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2の25号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第22号、整理番号2の26号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	25ページをお開きください。 整理番号2の26号について説明いたします。 令和2年8月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 今回の案件も、29ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、25ページ議案書記載のとおりです。 また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。 26ページは新郷村長からの協議文書、27ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、28ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、29ページに農用地利用集積計画の写し、30ページに位置図、31ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号2の26号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
橋端 委員	議案第22号の現地調査の結果を報告します。 議案第22号、整理番号2の26、受付番号第26号の申請地は畠です。 申請地は、所有者の農業経験が少ないことで耕作が困難な状況のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。 借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号、整理番号2の26号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の26号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第22号、整理番号2の27号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>32ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の27号について説明いたします。</p> <p>令和2年8月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も、36ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、32ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>33ページは新郷村長からの協議文書、34ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、35ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、36ページに農用地利用集積計画の写し、37ページに位置図、38ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の27号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	<p>議案第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第22号、整理番号2の27、受付番号第27号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が農業に従事した経験が少なく耕作が困難な状況のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号、整理番号2の27号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の27号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第22号、整理番号2の28号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>39ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の28号について説明いたします。</p> <p>令和2年8月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、43ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、39ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>40ページは新郷村長からの協議文書、41ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、42ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し43ページに農用地利用集積計画の写し、44ページに位置図、45ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の28号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
橋端 委員	<p>議案第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第22号、整理番号2の28、受付番号第28号の申請地は畠です。</p> <p>申請地は、所有者が農業に従事した経験が少なく、耕作が困難な状況のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第22号、整理番号2の28号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の28号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5、議案第23号、非農地証明願についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第23号、非農地証明願についてをご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か、農地・非農地の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第1号について内容説明いたします。</p> <p>受付番号第1号の非農地証明願は令和2年8月17日に申請があり、8月25日に受付しております。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地については47ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は所有者の労働力不足により長年耕作しておらず、林地化となっている状況で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>47ページに議案書の写し、48ページに非農地証明願いの写し、49ページに案内図、50ページに登記事項証明の写し、51ページに公図写し52ページに現況写真、53ページに方向図の写し、54ページに位置図、55ページに状況調査の際の現況写真を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	<p>議案第23号、受付番号第1号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、畑として耕作していましたが、所有者の労働力不足のため、長年耕作していない状況です。</p> <p>そのため現在は林地化しており、山林に囲まれていることから農作業等が困難な状態と思われます。</p> <p>このことから、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第23号、受付番号第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第23号、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和2年第9回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者